

令和元年度までの区債権の状況と令和2年度における
 収入率向上に向けた取組について

区では、「中野区の債権の管理に関する条例」の規定に基づき、債権の適正な管理に努め、収入率向上に向けた取組を進めてきたところである。

この度、区債権のこれまでの状況と、令和2年度における収入率向上に向けた取組を取りまとめたので、報告する。

1 令和元年度までの状況（※令和元年度の数値は速報値）

(1) 区全体の未収金（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）について

区全体の収入未済額は、平成27年度から平成30年度までは圧縮することができていたが、令和元年度は、前年度から約5億7千万円増加し、53億円を超過した。

これは、全体の約8割を占める主要3債権（特別区民税、国民健康保険料及び介護保険料）の収入未済額及び生活保護返還金・弁償金においても増加したところによる大きい。

【表1】区全体の未収金額（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入未済額	5,385,003千円	5,296,095千円	4,925,222千円	4,816,593千円	5,391,617千円
対前年度増減額	▲ 389,678千円	▲ 88,908千円	▲ 370,874千円	▲ 108,629千円	575,024千円
不納欠損額	1,245,695千円	1,142,867千円	1,159,856千円	1,145,755千円	886,986千円
対前年度増減額	▲ 364,375千円	▲ 102,828千円	16,989千円	▲ 14,101千円	▲ 258,769千円

(2) 主要3債権について

主要3債権の令和元年度の収入未済額は約42億円で、平成30年度と比較すると、約4億円増加した。各債権の詳細は、下記のとおりである。

【表2】主要3債権合計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入未済額	4,471,436千円	4,356,371千円	3,978,226千円	3,848,814千円	4,283,391千円
対前年度増減額	▲ 454,192千円	▲ 115,065千円	▲ 378,145千円	▲ 129,412千円	434,577千円
区債権全体に占める割合	83.0%	82.3%	80.8%	79.9%	79.4%
不納欠損額	1,169,387千円	1,053,565千円	1,079,510千円	1,057,501千円	801,296千円
対前年度増減額	▲ 319,382千円	▲ 115,822千円	25,945千円	▲ 22,009千円	▲ 256,205千円
区債権全体に占める割合	93.9%	92.2%	93.1%	92.3%	90.3%

ア 特別区民税

【表3】特別区民税

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入未済額	1,889,150千円	1,716,225千円	1,347,725千円	1,192,325千円	1,273,418千円
対前年度増減額	▲ 349,449千円	▲ 172,925千円	▲ 368,500千円	▲ 155,400千円	81,093千円
収入率	93.2%	94.1%	95.3%	95.9%	95.9%
23区順位	21位	21位	19位	20位	22位
不納欠損額	309,045千円	226,461千円	228,793千円	184,896千円	119,824千円
対前年度増減額	▲ 230,079千円	▲ 82,584千円	2,332千円	▲ 43,897千円	▲ 65,072千円

【現状】

平成30年度までは、滞納税額30万円以上の滞納者を対象に滞納整理をすすめ、収入率が年々増加傾向にあったが、令和元年度は前年と同率となっている。これは、滞納者の9割以上を占める滞納額30万円未満の滞納繰越が累積したことや、滞納繰越分の決算が5月末から3月末となり2か月分少なく計上したこと、および新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税困難者が増えるなどによるものであり、収入未済額が約8千万円増加した。

高額滞納案件については、滞納整理専門員の効果的な活用により整理できている。

【課題】

- ・ 滞納額30万円未満の滞納整理の強化。
- ・ 滞納繰越を圧縮するためにも、より効果的な現年度対策と滞納者の実態に応じた滞納整理への取組み。

【これまでの主な取組】

- ・ 国税OBである滞納整理専門員を活用した効果的な滞納処分。
- ・ 現年度滞納者に対し、電話催告・訪問送達など納付勧奨の早期着手及び滞納処分の実施。
- ・ 区外転出滞納者の状況調査の実施による、滞納額の圧縮。
- ・ 地方税共通納税システムによる給与特別徴収（10月）、モバイルクレジット収納・ペイジー収納による普通徴収（1月）など、新たな収納方法の実施。

イ 国民健康保険料

【表4】国民健康保険料

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入未済額	2,409,550千円	2,465,923千円	2,457,865千円	2,505,329千円	2,850,824千円
対前年度増減額	▲ 108,755千円	56,373千円	▲ 8,058千円	47,464千円	345,495千円
収入率	74.1%	74.1%	74.0%	73.4%	71.8%
23区順位	10位	13位	15位	17位	20位
不納欠損額	791,359千円	761,241千円	780,430千円	796,124千円	633,478千円
対前年度増減額	▲ 89,611千円	▲ 30,118千円	19,189千円	15,694千円	▲ 162,646千円

【現状】

現年分の収入率は口座振替加入率が増加していることもありほぼ横ばいであるが、滞納繰越分の収入率が前年度より3.6ポイント減少した。

収入未済額が増加した主な要因は、今回滞納繰越分の決算が5月末から3月末と2か月分少なく計上したこと、および新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納付困難者の増加によるものである。

また、収入率の低い25歳未満の被保険者及び外国人被保険者の割合が増加し、収入率の高い65歳以上の被保険者割合が減少したことも一因である。若年層、外国人被保険者の収入率が低い要因は、「転出入等の異動率が高い」「国保制度の理解が十分ではない」などと分析している。

【課題】

今後も新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により更なる収入率の悪化が予測される。このため、特に収入率が低い外国人や若年層に対する保険料の軽減、減免制度の周知や個々の事情に応じた納付相談など効果的な対策が求められている。

さらに、社会保険と国民健康保険の二重加入の解消にも引き続き取り組む必要がある。

【これまでの主な取組】

- ・ 口座振替加入勧奨
- ・ 委託事業者による電話催告
- ・ 催告書の発送
- ・ 滞納整理支援システムを活用した財産調査の効率化による差押対応の強化
- ・ 年金事務所から提供される年金加入者リストを活用した社会保険と国民健康保険の二重加入の解消の促進。

ウ 介護保険料

【表5】介護保険料

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入未済額	172,736千円	174,223千円	172,636千円	151,160千円	159,149千円
対前年度増減額	4,012千円	1,487千円	▲1,587千円	▲21,476千円	7,989千円
収入率	95.4%	95.5%	95.5%	95.9%	96.2%
23区順位	6位	7位	6位	8位	8位
不納欠損額	68,983千円	65,863千円	70,287千円	76,481千円	47,994千円
対前年度増減額	308千円	▲3,120千円	4,424千円	6,194千円	▲28,487千円

【現状】

収入率、23区順位とも安定している。その要因として、普通徴収者に対する口座振替の積極的な勧奨、納付相談等の機会に滞納繰越分と併せて現年度分の収納を進めることにより、滞納繰越額の圧縮に繋がったと分析している。

収入未済額は増加したが、滞納繰越調定額については毎年削減を図っている。

【課題】

特別徴収は100%の収納が見込まれることから、普通徴収の未収金対策を強化していく必要がある。

【これまでの主な取組】

- ・ 65歳到達者に送付する被保険者証にペイジー口座振替申込書を同封するなどの口座振替加入の推進
- ・ 長期・高額滞納者に対する財産調査、差押の実施等、滞納整理の強化

(3) その他の債権について

区債権には主要3債権以外にも、後期高齢者医療保険料や保育園保育料などの強制徴収（差押等）できる公債権と、生活保護費返還金等過誤払返還金などの強制徴収できない公債権がある。また、公債権以外に各種福祉貸付金返還金や区営住宅使用料などの私債権がある。これらの主要3債権を除く公債権と私債権の令和元年度の収入未済額の合計は約11億円となっており、前年度と比し約1億4千万円増加した。

【表6】 その他の債権合計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入未済額	913,567 千円	939,724 千円	946,996 千円	967,779 千円	1,108,226 千円
対前年度増減額	64,513 千円	26,157 千円	7,272 千円	20,783 千円	140,447 千円
不納欠損額	76,308 千円	89,302 千円	80,346 千円	88,254 千円	85,690 千円
対前年度増減額	▲ 36,993 千円	12,994 千円	▲ 8,956 千円	7,908 千円	▲ 2,564 千円

【主な債権と取組】

ア 生活保護費の返還金・弁償金

【表7】 生活保護費返還金・弁償金

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入未済額	640,229 千円	695,770 千円	731,041 千円	745,497 千円	826,837 千円
対前年度増減額	80,703 千円	55,541 千円	35,271 千円	14,456 千円	81,340 千円
不納欠損額	44,447 千円	38,530 千円	44,039 千円	47,852 千円	54,712 千円
対前年度増減額	▲ 29,208 千円	▲ 5,917 千円	5,509 千円	3,813 千円	6,860 千円

【現状】

毎年、収入未済額が増加しているが、令和元年度については収入未済額が約8千万円増加した。これは主に、老齢年金受給資格取得期間が10年間に短縮され年金支給対象となったことや、年金生活者支援給付金の支給に伴う収入申告を怠っていたことが判明したことによる返還金・弁償金の増加である。

【これまでの主な取組】

- ・ 過払金が発生した場合、受給者の了解を得た上で可能な限り翌月以降の保護費から充当することにより、債権回収を進めた。
- ・ 金銭管理が困難な世帯について、生活保護費の窓口払いへの切替または財産管理支援サービスの利用による確実な返還の実施。

イ 福祉資金貸付金返還金

【表 8】福祉資金貸付金返還金

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入未済額	85,198 千円	81,420 千円	65,656 千円	50,850 千円	42,133 千円
対前年度増減額	▲ 5,653 千円	▲ 3,778 千円	▲ 15,764 千円	▲ 14,806 千円	▲ 8,717 千円
不納欠損額	2,977 千円	1,040 千円	7,741 千円	7,955 千円	4,263 千円
対前年度増減額	▲ 542 千円	▲ 1,937 千円	6,701 千円	214 千円	▲ 3,692 千円

【現状】

生業資金、奨学金で一括償還があったこと、並びに債権回収業務委託の効果などにより、収入未済額は圧縮されている。

【これまでの主な取組】

- ・ 債権回収業者への委託債権の状況を定期的に把握し、委託債権の入替えを行い回収効果を上げる取組みを実施。
- ・ 滞納月数に応じた催告書文面の変更、借受人・連帯保証人への送付。

2 令和2年度の取組

(1) 主要3債権について

ア 特別区民税（目標収入率：96.8%）

- (ア) これまで、納付期限後30日で発付していた普通徴収督促状の発送時期を、納付期限後20日で発付することにより、電話・訪問による納付勧奨を早期に着手し滞納処分の実効性を高める。
- (イ) 納税案内センター業務を拡充し、訪問による納税案内の地域を中野区に隣接する5区52町丁から、近隣6区全域（新宿区、渋谷区、杉並区、板橋区、豊島区、練馬区）に拡大する。また、財産調査を委託化し30万円未満の滞納者の全件調査を実施する。
- (ウ) SMS（ショートメッセージサービス）を活用し、督促・催告書などの送付に合わせ、携帯電話に納付案内や納付相談のショートメールを送信し、郵送や訪問による催告に慣れて無反応となった滞納者に対し納付勧奨を行う。
- (エ) 区外滞納者対策の強化として、戸籍住民窓口との連携により、滞納者が転出手続を行った際の税務課窓口への引継ぎを徹底する。また、区外転出滞納者の状況調査を拡大し、首都圏（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）地域を中心に、より効果が見込まれる訪問による納税案内を委託化し実施する。
- (オ) 金融機関に対する預貯金照会業務について、東京都の先端技術視察事業を受け、預貯金照会電子化サービスを利用してL GWAN経由で調査を行い、調査期間を約60日から3日程度に短縮させ速やかな滞納整理を進める。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症予防も見据えた納付環境を整備し、区民の利便性を高めるため、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済の導入を検討する。
- (キ) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税困難者に対する、納税相談及び徴収猶予など、納税者等の置かれた状況に十分配慮して対応する。

イ 国民健康保険料（目標収入率：74.7%）

- （ア）現年度分とくに高額未納案件について、財産調査及び給与照会を早期に着手し差押、執行停止等を中心とした滞納整理を徹底し、滞納金額の圧縮を図る。
- （イ）国保制度の理解が十分でない若年層、外国人被保険者への対応として、ガイドブックや多言語AI翻訳機を活用することにより、国民健康保険制度の趣旨、給付内容に関する説明を充実させ制度周知を図るとともに、加入手続き時に口座振替払いが原則である旨の周知を徹底し、未収金の発生を抑制する。
- （ウ）新型コロナウイルス感染症拡大に伴い納付困難となった方及び所得が低く納付困難な方については、早めの納付相談、保険料減免制度の周知により未収金の発生を抑制する。
- （エ）年1回の郵送による口座振替勧奨、ペイジー収納、モバイルクレジット収納の周知徹底を図り、利用を促進することで若年層及び外国人の収入率向上を図る。
- （オ）新型コロナウイルス感染症予防も見据えた納付環境を整備し、区民の利便性を高めるため、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済の導入を検討する。
- （カ）電話による納付案内に加え、SMSにより、不在、留守番電話への登録後の無反応者へ納付案内等を通知することで、新たな納付勧奨を行う。
- （キ）区外転出者への訪問催告及び状況調査を民間債権回収会社へ委託し、区外転出して滞納となっている者への徴収を強化する。

ウ 介護保険料（目標収入率：96.9%）

- （ア）普通徴収の確実な収納のため、高齢者総合相談窓口、各地域事務所でのキャッシュカードによる口座振替手続により、口座振替原則化の徹底を図る。
- （イ）滞納初期の時点から高額滞納者を中心とした財産調査及び滞納処分を実施する。
- （ウ）新型コロナウイルス感染症予防も見据えた納付環境を整備し、区民の利便性を高めるため、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済の導入を検討する。
- （エ）要介護（支援）認定申請を行った滞納者に対し、給付制限の対象となることを通知し、未納保険料の納付強化を図る。

（2）その他の債権について（主な債権）

ア 生活保護費の返還金・弁償金

- （ア）返還金、徴収金が発生した時点で納付の意思確認を実施し、一括納付ができない場合は、納付方法について担当ケースワーカーが指導・助言する。
- （イ）訪問の徹底及び世帯の状況を再確認し、収入金の未消費時点での債権の把握・早期回収に努める。
- （ウ）保護受給者については保護費からの相殺を利用し、毎月の定額納付を推進する。
- （エ）納付状況を適宜確認し、督促状、催告書を送付する。

イ 福祉資金貸付金返還金

- (ア) 滞納月数に応じて催告書の文面を変え、借受人及び連帯保証人等に送付する（年2回）。
- (イ) 債権回収業者との連絡を密にし、債務者の状況を把握した上で委託する債権を見直す。